



PIWU 広中

郵政産業労働者ユニオン

2019年 12月2日
第238号
発行：郵政産業労働者
ユニオン 広島中央支部
TEL・FAX 082-244-7719
E-mail piwu-hirochu@
abelia.ocn.ne.jp

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 組合に対する不当弾圧の現状 広島弁護士会館にて学習会開催

広島労働弁護士団主催 「関西生コン事件」 学習会開催

11月26日、広島弁護士会館にて関西生コン支部刑事弾圧弁護士団である位田浩弁護士を講師に「学習会」が開催された。

1965年に設立された関西生コン支部は企業の枠を超えて個人加盟できる産業別労働組合であり、春闘で勝ち取った労働条件を全体に波及させるなど、大手ゼネコンやセメントメーカーが力を持つ生コンクリート業界でも異色の存在。

その関生支部の幹部や組合員が昨年8月以降、大阪・京都・和歌山・滋賀の四府県で威力業務妨害や恐喝未遂などの罪で延べ60人以上が起訴された。正当な労働組合活動に対する「恣意的な

法執行」として、労働法の研究者らに抗議の動きが広がっている。

「労働組合活動を理由とする刑事事件としては戦後最大規模だ」と断じるのは労働法研究者の毛塚勝利（中央大名誉教授）。「捜査機関は反社会的集団による妨害行為という先入観で対応している。」と話す。

関生支部の委員長は昨年8月から6回逮捕され副委員長は8回逮捕され二人とも四百日以上拘留が続いている。保釈条件も厳しく、接触禁止の対象を広範囲に設定。関生支部の事務所への出入り禁止など、組合活動を不可能にする内容になっている。





憲法28条では団結権や団体交渉権、争議権が保障され、労働組合法では組合活動の刑事免責が保障されている。

弁護団側のまとめによると、工事現場で業者の法令違反を指摘するコンプライアンス活動、運賃の引き上げを求めたストライキ、アルバイト運転手を正社員にするよう労働条件の改善を求めた・・・等が問題視されたとみられる。

正当な労働組合活動を

「犯罪」にでっちあげ

全国の地方議員や議員経験者百二十四人は、捜査を批判する声明を出し、関生支部への弾圧は決して他人事ではなく全ての労働運動・社会運動への弾圧であり、結社の自由や労働組合活動の自由、さらには立憲民主と民主主義の危機であると受け止め、警察・検察に強く抗議するとともに、捜査に名を借りた弾圧を中止し、今なお勾留している組合員の釈放をよう求めた。

今回の弾圧はNO！

今回の弾圧は、関生支部がこれまで創り上げてきた活動を根こそぎ「犯罪」とし、禁圧しようとするものである。その規模などからしても組合組織の壊滅をねらったものといえる。使用者にプレッシャーをあてるような組合活動をできないようにする今回の不当弾圧を許してはならない。

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部「忘年会」

日時：12月14日(土) 19時～21時

場所：「銀座ライオン広島駅ビル店」

広島市南区松原町2-37 ASSE 広島駅ビル2F

参加費：正社員～4000円

再雇用社員～2000円

期間雇用社員～2000円